

合併市に関する調査

記入月日：平成17年4月25日

基礎情報

| | |
|--------------|---|
| 都道府県・市名 | 新潟県・新潟市（にいがたし） |
| 合併期日 | 平成17年3月21日 |
| 合併形式 | 編入合併 |
| 住所（旧市町村名も記載） | 新潟市学校町通一番町602番地1（旧新潟市） |
| 人口（合併直近の国調） | 779,483人 |
| 面積 | 649.95km ² |
| 議員定数 | 78人（特例による定数増26人を含む） |
| 関係市町村名 | 新潟市，新津市，白根市，豊栄市，小須戸町，横越町，亀田町，岩室村，西川町，味方村，潟東村，月潟村，中之口村 |

関係市町村合併直前の状況

| 関係市町村 | 市町村名 | 人口（人） | 面積（km ² ） | 議員数（人） | 高齢化比率（%） |
|-------|------|---------|----------------------|--------|----------|
| | 新潟市 | 527,324 | 231.94 | 52 | 19.1 |
| | 新津市 | 65,860 | 78.28 | 26 | 23.6 |
| | 白根市 | 40,012 | 77.06 | 22 | 20.0 |
| | 豊栄市 | 48,997 | 76.85 | 22 | 18.6 |
| | 小須戸町 | 10,454 | 16.91 | 16 | 24.4 |
| | 横越町 | 10,795 | 23.62 | 18 | 19.0 |
| | 亀田町 | 32,061 | 16.82 | 22 | 20.0 |
| | 岩室村 | 10,042 | 36.11 | 16 | 25.5 |
| | 西川町 | 12,365 | 24.76 | 20 | 21.6 |
| | 味方村 | 4,805 | 14.44 | 14 | 27.8 |
| | 潟東村 | 6,454 | 23.96 | 16 | 26.3 |
| | 月潟村 | 3,831 | 9.04 | 14 | 23.5 |
| | 中之口村 | 6,483 | 20.16 | 16 | 22.6 |
| 合計 | - | 779,483 | 649.92 | 274 | - |

人口は平成12年国勢調査確定値人口

議員数は平成15年統一地方選挙時の条例定数

高齢化比率は平成16年10月1日現在の推計人口による高齢化率

関係市町村の財政状況

*数値は合併直近の決算数値を使用。ただし、平成14年4月1日以降合併の場合、合併直近の予算を記入。

平成15年度決算

| 関係市町村 | 市町村名 | 歳入合計（千円） | 地方税（千円） | | 指定団体等の指定状況 | 財政力指数 |
|-------|------|-------------|-------------|------------|------------|-------|
| | | | 地方税 | 地方交付税 | | |
| | 新潟市 | 189,301,120 | 81,312,383 | 24,845,657 | 新産 | 0.738 |
| | 新津市 | 22,615,297 | 6,071,322 | 5,723,529 | 新産 | 0.516 |
| | 白根市 | 11,608,039 | 4,135,032 | 2,830,982 | 新産 | 0.615 |
| | 豊栄市 | 19,014,776 | 4,696,755 | 3,565,104 | 新産 | 0.570 |
| | 小須戸町 | 4,234,464 | 767,958 | 1,352,205 | 新産 | 0.373 |
| | 横越町 | 4,036,105 | 1,025,279 | 1,343,676 | 新産 | 0.439 |
| | 亀田町 | 11,020,952 | 3,700,478 | 1,893,133 | 新産 | 0.646 |
| | 岩室村 | 3,719,328 | 961,239 | 1,052,648 | 無 | 0.477 |
| | 西川町 | 5,730,379 | 1,002,669 | 1,346,269 | 新産 | 0.445 |
| | 味方村 | 2,312,378 | 404,136 | 811,224 | 新産 | 0.348 |
| | 潟東村 | 3,367,153 | 538,626 | 1,003,389 | 新産 | 0.379 |
| | 月潟村 | 1,885,440 | 304,006 | 712,636 | 新産 | 0.320 |
| | 中之口村 | 2,868,077 | 618,224 | 948,311 | 新産 | 0.422 |
| 合計 | - | 281,713,508 | 105,538,107 | 47,428,763 | - | - |

合併の概要

| | | |
|----------------|--|-------------------|
| 合併協議会の期日 | 設置年月日： 平成16年1月22日 (新津市とは同年4月1日) | 解散年月日： 平成17年3月20日 |
| 内容 | <p>新津市を除く12市町村は平成16年1月29日に第1回協議会を開催し、その後2回の協議会を経て、平成16年3月14日の第4回協議会で合併協定書調印に至った。 新潟市と新津市は平成16年4月16日に第1回協議会を開催し、その後1回の協議会を経て、平成16年5月23日の第3回協議会で合併協定書調印に至った。</p> | |
| 住民発議について | 無 | |
| 市町村建設計画 | 計画の期間：平成17年度から平成26年度まで | |
| 基本計画の主要項目 | <p>まちづくりの基本方針 まちづくり計画 財政計画</p> | |
| 旧市町村庁舎の利活用 | 編入される12市町村の庁舎は全て支所等の庁舎となっている。 | |
| 電算システムの統合 | 1.新規システムの構築 2.既存システムの活用 3.相互システムの活用 4.その他 から選択 | 回答 2 |
| 議会の議員の定数に関する特例 | 有 | 有の場合： 26名 |
| 議会の議員の在任に関する特例 | 無 | 有の場合： - 年 - 月 |
| 議会の議員の報酬額 | 月額：66.4万円 | |
| 地域審議会の設置について | 有 | |
| 内容 | <p>新潟市を除く12市町村の区域ごとに地域審議会を置く。 設置期間は合併の日から平成27年3月31日までとする。 ただし、政令指定都市の指定があった時はその前日までとし、その後は新たな附属機関を置く。 委員は30人以内とし、その任期は2年とする。 所掌事務は合併建設計画の執行状況に関する事項、合併建設計画の変更に関する事項、所管区域のまちづくり計画の策定及び変更に関する事項等とする。</p> | |
| 地方税に関する特例 | 有 | |
| 内容 | <p>法人市町村民税の法人割りは、新潟市より税率が低い場合は合併年度及びこれに続く3年度は現行のとおりとする。 事業所税は、合併年度及びこれに続く2年度は課税をしないこととし、その翌年度は2分の1の税率とする。 都市計画税は、合併年度及びこの翌年度は現行のとおりとし、それに続く4年度は段階的に調整した税率とする。</p> | |
| 合併特例債発行限度額(億円) | 824億円(事業)、38億円(基金) | |

その他

| | |
|---------|---|
| 協議された事項 | <p>主要項目について、簡単な内容を含め10項目ご記入ください。(例：庁舎の位置等)</p> <p>財産の取扱い 新潟市に引き継ぐ。 農業委員会の取扱い 新市で再編し新たな4つの農業委員会を置く。 一般職の職員の取扱い 新潟市に引き継ぎ、身分は新潟市の職員と不均衡が生じないよう公正に取扱う。 特別職の職員の取扱い 失職とする。なお、市町村長は原則として地域審議会の委員とする。 市町村の役所、役場の取扱い 現行の組織機能を考慮した支所とする。 附属機関の取扱い 廃止する。ただし、必要により各市町村の実情に応じた適切な措置を講ずる。 公共的団体等の取扱い 合併関係市町村に共通している団体は、統合するよう調整に努める。 町字名の取扱い 各市町村の意向を尊重するが、町名の重複等が生じないよう調整する。 姉妹都市等(国内)の取扱い 各市町村の地域の交流事業として継承していく。 姉妹都市(国外)の取扱い 新潟市に引き継ぐ。</p> |
| | 残された課題について、箇条書きでご記入ください。 |
| | <p>地域コミュニティを育成すること。 政令指定都市への移行を推進すること。</p> |